

(3) 市場における公正な取引の確保

① 信頼される価格形成の確保

- ・ 市場に対する信頼性の向上を図るため、信用取引について、米国のルールも参考に、公正な取引を確保するための価格ルールを導入する。〔8月中に案文公表、9月に実施〕
- ・ 店頭登録市場での取引手法であるマーケットメイク制度について、投資家のニーズに応える適正な価格形成を実現するため、顧客注文の最良執行を義務付けるよう、日本証券業協会に要請する。〔年内に対応するよう要請〕

② 機関投資家の受託者責任の実効性確保

機関投資家において、投資家に対する受託者責任がどのように果たされているか幅広く実態把握に努め、そのあり方を検証し、ルール・検査・監督面から、必要な対応を行う。〔年内に実施〕

③ 証券アナリストの信頼性の向上

- ・ 投資家に対する適正かつ有効な情報提供及び証券アナリストの資質向上の観点から、証券監督者国際機構（IOSCO）や米国等における議論の動向を踏まえつつ、証券アナリストのあり方について早急に検討する。
- ・ 日本証券業協会に対し、証券アナリストに関する自主ルールの所要の見直しを行うよう、要請する。〔年内に対応するよう要請〕

④ 外務員のコンプライアンスの強化

証券会社における法令違反行為を防止する観点から、外務員規制の強化策について検討するよう、日本証券業協会に要請する。〔年内に結論を得るよう要請〕

⑤ インターネットによるタイムリーなディスクロージャーの促進

インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連の規定を見直す。

⑥ 商品の表示・説明の充実

金融商品販売法について、引き続き周知に努めるとともに、本制度の施行状況の調査を実施し、点検を行う。〔年内に実施〕

⑦ 紛争処理手続の充実

証券取引を巡る紛争処理への対応の改善を図るため、日本証券業協会による「証券あっせん・相談センター」の設置等の改善措置の効果を検証するとともに、専門性・中立性を有する他の機関について、日本証券業協会のあっせん手続と同様の法的な効果を与えることを検討する。